

令和5年度 第2回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：令和5年8月1日（火）午後1時30分～

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館 4階共用会議室

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第2回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、出欠確認の段階では委員の皆様全員ということでご報告いただいていたのですが、今、若干1名の方の到着が遅れているということですが、それでも15名中14名の出席ということで、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の要件を満たしていることから、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

本日の審議会は公開となっており、10名の傍聴者の方がみえられておられます。

以後の議事進行については、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（会 長）

よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

議題（1）の「新潟県最低賃金の改正決定に係る意見聴取について」です。まず、事務局より説明をお願いいたします。

（室 長）

皆さん、お疲れさまです。賃金室長の小柳でございます。

新潟県最低賃金改正決定に係る意見聴取についてです。最低賃金法第25条第5項に基づく関係労働者及び関係使用者に対する意見聴取につきましては、第1回最低賃金審議会でご確認いただきましたとおり、最低賃金法施行規則第11条第1項に基づき7月28日金曜日正午までを期限として必要な公示を行ったほか、当局のホームページに掲載して広く意見を求めました。

その結果、レインボーユニオン及び生協労連コープネットグループ労働組合から意見書の提出がありました。それぞれの団体ともに、審議会の場で直接意見を述べたいとの意向が表明されましたので、本日お越しいただいております。

（会 長）

ありがとうございます。

それでは、意見陳述人は陳述席まで進み、氏名、所属、役職を名乗られ、10分以内で意見を述べてください。

では、レインボーユニオンの山崎様、よろしくお願いいたします。

（意見陳述人：レインボーユニオン）

レインボーユニオンの代表をしております、山崎と申します。よろしくお願いいたします。

本日は陳述の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。私どもの意見書につきましては、先ほど配られた資料 10 の 1 ページ目に提出してあるとおりですし、また、経済指標がすでに皆様方のところに届いているわけですし、それから公益委員の先生方にとってはご専門の分野かと思いますので、これ以上詳細を述べることは必要ないかなと思っているのですが、私どもの意見書の原案は、実際に最低賃金やその近傍で働いている労働者、組合員が作ったものです。どうやったら委員の皆様方にご理解いただけるだろうかということからもちろんスタートするわけですが、自ずと健康で文化的な最低限度の生活とは何かということに問題がいきます。私も最低賃金の近くで働いていたこともありますので、少し思うところもあって、年何回くらい旅行に行きますかと聞いてみました。もちろんコロナ前ということですが、そうしましたら、「いや、そんな旅行なんてずっと行って言っていないです」という答えが返ってまいりました。そうであれば、そういういわゆる普通の人ができないようなことをこういう意見書に反映させて書いたらどうですかと言ってみたのですけれども、そうしましたら、「それでも私は、現にこうやって生活をしているし、生きているし、人ができてできないとか、私にはよく分からないのですけれど」というような返事が返ってまいりました。私、生活保護を利用している方とお話したことがあったのですけれども、そのときと同じだなと思ったのです。というのも、目標とか夢とか希望とか、あるべき姿というものと現実というものにはもちろん普通にギャップがあるわけです。全員。ただ、そのギャップというものがものすごく大きな差になって、現実というものがものすごく下になると、自分がものすごく下にいるということが目に見える形になると、すごく誇りを傷つけられる。そのために失望するというような状態が起きます。その場合どうするかと言うと、最初から夢とか希望とか、そのあるべき姿というものを見ない。そのようなものはないものとする。そして残った現実というものをありのまま、無条件に受け入れるという、そういう状態になります。いわゆるリアクションフォーメーションというようなものになるかと思うのですけれども、これは健康で文化的な最低限度の生活ですか。私は、それは違うと思います。ちなみにその組合員は、世帯としての収入も乏しいということで、子どもを産み育てるということを諦めたと言っていました。そのうえ、それを当たり前なことだと受け止めてしまっているのです。

皆様方にお考えいただきたいのは、そういう苦しみ、自分を傷つけるものというものを形に、文字に、数字にできないので、こういう意見書、他所の団体から比べればさらっとしている薄っぺらいような、表面をさっと撫でたような、そういう意見書が出来上がっているということです。ですので、この意見書は、できればそういう行間からこの意見書の内容を汲み取っていただければありがたいと思います。

なお、生活保護との比較というものを当然されると思うのですけれども、高卒の一人暮らしということと比較するというのはあまり現実味がないと思います。それよりは、一人親、つまりその組合員が子どもを産み育てるということを諦めなくてもよかった状態というものと比較するほうが現実的であると思います。これは会長にお願いしたいのですけれども、

事務局のお手を煩わせることにはなるのですが、具体的にどのくらいの金額が必要なのかという試算をしていただけないでしょうか。ちなみになのですけれども、新潟市で乳児を抱えていて生活保護を利用している一人親の場合、月額で大体 18 万 4,000 円になります。国の計算方式でいくと、それよりももう少し下がると思います。下がる時の計算方式は分かるのですけれども、データそのものは厚労省が持っているので、私には計算ができないので、大体そのくらいの数字なのですが、ぜひその数字を参考にしてご審議していただけないかと思っております。ぜひご検討いただければと思います。

私からの陳述は以上なのですけれども、不足のところもいろいろとあったかと思っておりますが、ご質問いただければ嬉しく思います。ありがとうございました。

(会 長)

ありがとうございました。ただいまの意見陳述につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。よろしいですか。

私から一つなのですけれども、今言った資料の名前をもう一度教えていただけませんか。どれを使ったかということです。試算、新潟市と厚労省の。

(意見陳述人：レインボーユニオン)

資料、新潟市の保護費でよろしいですか。新潟市の保護費は、一人親で 0 歳から 2 歳を養っている親御さんの場合、一人親の状態です。保護費が 18 万 4,000 円です。

(会 長)

ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見はございませんか。それでは、ありがとうございました。

続きまして、生協労連コープネットグループ労働組合、和田様、よろしくお願ひいたします。

(意見陳述人：生協労連コープネットグループ労働組合)

私は、生協労連コープネットグループ労働組合の和田と申します。よろしくお願ひします。本日は、私たち労働組合員の声を皆で聞き一生懸命作りました意見書ですので、聞いていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

労働者の労働条件向上並びに最低賃金についてご審議いただく委員の皆様は心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は、生活協同組合と関連職場で働く従業員で組織する労働組合であり、パート労働者など非正規雇用の仲間が 7 割を超える労働組合です。日本社会から格差と貧困をなくすために、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差の解消を求めています。どこでも誰でも一日 8 時間働けばまともに暮らせる社会にしていくには、最低賃金は全国一律で 1,500 円以上にしていく必要があると考えています。今年度の新潟県の最低賃金額の改定に際し、生協職場の仲間を代表して意見を述べさせていただきます。

2023 年度の最低賃金改定に当たって、最低賃金制度は、賃金の最低額を定めることで、憲法 25 条に規定された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するものです。し

かし、この間のコロナ禍と急激な物価上昇により多くの生活者の暮らしがひっ迫し、とりわけ非正規労働者など低所得者の暮らしは危機的状況にあります。従前から存在する格差と貧困の問題より深刻さを増しています。そのため、2022年度の最低賃金改定では、物価上昇に見合う最低賃金の引き上げが社会的に求められていたわけであります。昨年の中央最低賃金審議会では、A・Bランク 31円、C・Dランク 30円を上回る額で決定した地方もあったものの、新潟県の目安額は30円プラス1円引き上げ、合わせて31円で決定し、最低賃金 890円となりました。結果、この間の物価上昇率には届かない改定率にとどまりました。他国では、急激な物価上昇に対応するため、年に何度も最低賃金を引き上げた例もあり、とりわけ切迫している最低賃金労働者の生活維持のためには、過去に例がなくとも検討すべきと考え、今年1月には新潟労働局長宛てに2022年度最低賃金の再改定の要請書を提出させていただきました。残念ながら年度内の再改定は実現しませんでした。再改定を求めた趣旨を受け止めていただき、2023年度の最低賃金審議会では議論していただきたいと考えています。

コロナ禍の実態です。コロナ禍で続く急激な物価上昇から、生協の職場で働く従業員の暮らしも非常に切迫しています。以下にこの間上がっている声を紹介します。

新型コロナの終息も見通せない中で物価上昇し、生活がどんどん苦しくなって、切り詰められるものにも限界があります。食費、節約するために、値引きシールが貼ってある商品を選んで購入しています。賃金アップで食べたい商品を選んで買えるようにしてほしい。4人家族で回転ずしなど外に外出に行くと、一回で2,000円から3,000円の出費で増えています。もう外食は無理です。子どもの将来のための貯金もできません。配達中のお昼も、お弁当を買えないのでおにぎりでご我慢しています。身体が動くうちは生協で働きたいと思っていますが、高年齢のため身体が厳しいです。でも、医療費を出す余裕がないので、病院には行かず、騙し騙し働いていますなど、収入を大幅に増やすことなしには生活を維持できない切実な声が届いています。

最低賃金の引き上げは、中小企業とセットの支援策で行っていただきたいと思っています。現行の最低賃金法の問題点の一つは、最低賃金の決定要素の一つに事業の支払い能力を掲げている点があります。憲法が保障する生存権が事業の支払い能力に左右されるようなことはあってはならないと考えています。また、この間、生協労連として進めている中小企業団体との懇談では、中小企業の経営者も賃金を引き上げたいとの思いはもっています。大企業との関係性や価格転嫁の難しさなどから、賃金を上げたくても上げられないのが実態です。中小企業も賃金を上げられるようにするには、企業努力だけではなく、政策的な中小企業支援が必要です。現在も賃上げする中小企業への助成制度はありますが、使い勝手が悪い、申請の難しさなどの理由から、あまり活用されていません。全国の中小企業にあまねく効果が行き渡るような中小企業支援策をセットにして、最低賃金の大幅な引上げを実現すべきだと考えています。

最後に、私たちの暮らし、人間らしく暮らせる最低賃金にということで、現在、新潟県の

最低賃金は 890 円です。これは、関東甲信越北陸エリア 13 県で下から 2 番目です。この 30 年で、正規労働者は非正規労働者に置き換わりました。労働者に占める非正規労働者の割合は 4 割に上っており、最低賃金の低さは非正規労働者の賃金に大きな影響を与えています。新潟の時給 890 円で一日 8 時間、1 か月の月収は約 15 万 6,000 円で、そこから健康保健、雇用保険や年金などの社会保障費や税金を引くと、手元に残る生活費は 10 万円程度です。とても普通に暮らしていくことはできません。物価高騰や燃料費の値上がり、の環境は残念ながら退職金制度もないという会社が多く、労働者は将来への不安を抱えながら働いています。しかし、労働者も地域に出れば消費者です。その消費者がお金を使えないのであれば、地域の経済も回りません。地域経済の発展や活性化のためにも、新潟県の最低賃金を 1,500 円にさせていただくようお願いいたします。この中で一番知っていただきたいというのは、私たちの生活のあり方です。一生懸命働いてもなかなか普通の生活というものを送れない人たちもいます。どうか新潟県の最低賃金を 1,500 円以上にさせていただくようお願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。ただいまの意見陳述につきまして、ご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。

ありがとうございました。レインボーユニオンの山崎様、生協労連コープネットグループ労働組合の和田様、どうもありがとうございました。述べられた意見は、今後の審議の参考といたします。

それでは、次に議題(2)に入ります。「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」です。事務局から説明をお願いいたします。

(室 長)

私から引き続き説明させていただきます。

令和5年度の地域別最低賃金額改定の目安については、7月28日に中央最低賃金審議会から示されました。その目安のご説明の前に、資料について説明させていただきたいと思えます。お手元の資料 2 が、目安に関する資料でございます。この間行われました目安に関する小委員会の第2回、第3回及び第4回の資料をつけさせていただいております。ここでは、第2回の資料を中心にお話をさせていただきます。以下、これから申し上げます資料は、この7月12日の第2回目安に関する小委員会の資料 でお話しさせていただきます。

まず、資料 1、令和5年賃金改正状況調査結果についてです。これは、30人未満の企業に属する労働者について、昨年6月、それから本年6月の賃金を比較することによって賃金上昇率が分かる統計調査結果です。6ページをご覧くださいますと、第4表 が一般労働者及びパート労働者の賃金上昇率でございます。ランクの見直しを踏まえて3ランクで調査設計をしたということになっております。

ご覧いただきますように、一番上の欄にBとして1時間当たりの賃金が令和4年度6月で1,329円、隣に1,355円、その隣に2.0という数字があります。昨年から今年の賃金上昇

率は2.0パーセント、令和4年の賃金上昇率が1.4パーセントですので、0.6パーセント上がっている。このBというのは、新潟におけるということです。その下の計の欄が全体の計になっております。ここでは、賃金上昇率が2.1パーセント、昨年の1.5パーセントよりも上がっているということが分かるということです。

それ以外の資料については、また後ほどご覧になっていただきたいと思います。

続いて、資料 2です。先ほども少しお話がありましたけれども、生活保護と最低賃金についてです。生活保護と最低賃金を比較したものが資料 2です。グラフは生活保護のデータ、それから最低賃金のデータがあります。どのデータともに、これは令和3年度ですけれども、すべての都道府県において最低賃金が生活保護費を上回っているということが分かると思います。

続きまして、資料 3です。地域別最低賃金額の未満率及び影響率についてです。これは、全国の最低賃金のランク別の未満率と影響率について、その推移をまとめたものということです。令和4年度まで新潟県はCランクに属していましたので、令和4年度の未満率は1.5パーセント、影響率は17.1パーセントとなっております。全国平均は、それぞれ1.8パーセント、それから19.2パーセントということです。

未満率と影響率について改めて申し上げますが、未満率というのは、最低賃金を下回る賃金です。もっと早く言えば、違反状態にあるということです。それから影響率というのは、新しく引き上げられた最低賃金、これによって前の最低賃金から引き上げられた方が何人いるのかということです。何人の方が引き上げなければいけないのかというのが影響率です。今更で申し訳ありませんけれども、そういうことでございます。

それから、次のページは都道府県別の未満率、影響率をグラフにしたものです。最低賃金基礎調査と賃金構造基本統計調査のそれぞれの数字が出ております。令和4年度の最低賃金基礎調査における当県の未満率、影響率は、真ん中より少し右側のほうになりますが、新潟県は1.4パーセントと5.6パーセントとなっております。失礼しました。最低賃金基礎調査は、1.5パーセントと16.4パーセントです。それから賃金構造基本統計調査のほうは、1.4パーセントと5.6パーセントです。それぞれ対象となる企業が違うので、少し数字が違っているとご理解いただきたいと思います。

それから、資料 4が賃金分布に関する資料。これは、時間当たりの賃金が都道府県別にどのような分布になっているのか、これをランクごとに示しております。ちなみに新潟県は、それぞれ9ページ、22ページ、35ページに掲載されております。後ほどご確認いただきたいと思います。

それから、最後になりますけれども、資料 5が最新の経済指標の動向です。内閣府の月例経済報告の主要経済指標となっております。これについても、後ほどご覧になっていただければと思います。

ここまでが目安に関する小委員会にかかわる資料のご説明です。これからは、青い付箋の資料です。資料 5が、新潟県の最低賃金額の推移です。当局で作成しております。オレン

ジ色の棒グラフと折れ線グラフがあります。平成 13 年度からの新潟県の最低賃金額と対前年度の引上げ額、上昇率を示す推移表となっております。審議のご参考としていただければと思います。

続きまして、資料 6 は、新潟県の影響率と未満率推移表です。平成 25 年から令和 4 年までの影響率と未満率の推移表となります。未満率はほぼ横ばいとなっております。令和 4 年度までで 1.5 パーセント。影響率は引上げ額に比例しておりまして、昨年の影響率は 16.38 パーセントとなっております。資料 5 の賃金額の推移表と照らしながらご覧いただければ、よりお分かりになられると思います。

それから、資料 7 以降は、第 1 回目の審議会以降に受理した各市町村等からの最低賃金引上げに関する要請書でございます。

それから、資料 11 については、中小企業の生産性については、後ほどご説明申し上げたいと思います。資料の説明については、以上です。

続きまして、目安額についてご説明申し上げたいと思います。この同じ資料の資料 3 に令和 5 年度地域別最低賃金改定の目安についてということで資料がついております。この後、中央最低賃金審議会長代理のメッセージをご視聴いただく予定にしております。それと重複する部分は割愛させていただきたいと思いますので、ご了承願います。

まず、この資料を 1 ページめくっていただきますと、別紙のところに今年を目安額がランクごとに記載されております。A ランクが 41 円、私ども新潟県が属する B ランクは 40 円、C ランクについては 39 円となっております。過去最高であった昨年度の 31 円を上回る金額となっております。

1 ページ目に戻っていただきまして、答申の中身でございます。最初に記載されております。残念ながらこの目安の金額については目安小委員会において意見の一致をみるには至らなかったということでございます。この特徴としては、先ほど来お話しもしておりますけれども、新しく 3 ランク制になってから初めての目安ということと、昨年度に引き続きまして、答申の中身を実際に見ていただくとおわかりになるとおもいますが、3 番目以降すべて生産性向上のための中小企業・小規模事業者への支援、こうした政府に対する要望、こうしたものが多く盛り込まれていると思います。

それでは、中身について話をしたいと思います。まず、別紙 2 に小委員会報告として、この間の労働者側見解、それから使用者側見解が箇条書きで書いてあります。主だったものについてご説明したいと思います。

まず、労働者側の主張ですけれども、最低賃金法第 1 条、賃金の低廉な労働者について、国民経済の健全な発展にという、こういう法の目的を再認識した議論を行うべきであると。春闘の賃上げ成果は、社会へ広く確実に波及させることで、賃上げの流れを中長期的に継続する必要がある。それから、2021 年度後半以降の物価上昇が働く者の生活に打撃を与えている。電気、ガス価格激変緩和対策事業、これが終了する 10 月以降も見通して議論しなければならない。この 1 ページ目の最後のところ、人材不足が顕著な中小企業・零細事業所に

においてこそ、むしろ人材確保、定着の観点で最低賃金を含む賃上げが急務であるということ。次のページ、2ページ目にいきます。とりわけB・Cランクにおける引上げ、格差是正が実現するように意識すべきだという主張でございました。労働者側としては、この公益見解については不満の意を表明したということになっております。

続いて、使用者側見解でございます。これについては、見解の3行目です。先行きについては、悪化を見込んでいる業種が多くなっていること、それから小規模事業者の景況感の中規模事業者と比べて回復が遅れているという主張をされております。その次、加えてのところですけれども、ゼロゼロ融資の本格的な返済も始まったことなどを受けて、上半期の倒産も全業種に渡り増加して、傾向として小規模企業の倒産が多い状況にある。このようなことをおっしゃっています。それから、次の次ですけれども、加えてのところからですけれども、最低賃金が大幅の引き上げとなれば、廃業・倒産が増加する、そういう懸念があるということも触れられています。最後の行のところでは、通常の事業の賃金の支払い能力、これを越えた過度な引上げを担わせない配慮が必要であるということもおっしゃっております。3ページ目では、本年度の最低賃金額を引き上げることの必要性は理解しているということも主張されています。その次、足元の賃上げの流れを自発的かつ持続的な賃上げに引き上げていくことが重要である。価格転嫁と生産性向上の取組を粘り強く推進していくことが不可欠であるということをおっしゃっています。それから、その2行下です。第4表、先ほどご説明申し上げましたけれども、第4表の賃金上昇率の結果をもっとも重視するということもおっしゃっています。それから、この行の5行下です。発効日についても言及されておられて、10月1日発効を前提とした審議スケジュールに必要以上にとらわれないようにということ。最後に、この公益見解については、不満の意を表したということになっております。

労使の主張については、以上です。

戻りまして、公益見解の中で特にご説明しなければならないのは、3ページ目のところです。3ページ目の労働者の生計費です。物価高についてはこれまで議論されてきましたけれども、この生計費の2行目からですけれども、最低賃金額が発効した10月から今年6月までの持家の帰属家賃を除く総合の対前年度期比は4.3パーセントと全国加重平均の最低賃金の引き上げ率を上回る水準となったという評価をしております。これを踏まえて基本的な今年の引き上げの基準については、この4.3パーセントを基準として検討するということも挙げております。これ以外については、この後流させていただきますビデオメッセージに書いてあるかと思っておりますので、ビデオメッセージをご覧いただきたいと思っております。

私からは、以上となります。

(会長)

ありがとうございました。ここで質問などをとらずに、そのまま続いてよろしいですか。

(室長)

そうですね。

(会 長)

続きまして、中央最低賃金審議会会長代理からメッセージビデオが届いておりますので、視聴いたします。準備をよろしく申し上げます。

(中央最低賃金審議会会長代理)

中央最低賃金審議会委員の戎野と申します。

令和5年度地域別最低賃金の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところですが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話し申し上げたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

1点目は、このビデオメッセージの趣旨です。令和5年4月6日に取りまとめがありました目安制度のあり方に関する全員協議会報告において、目安の位置づけの趣旨が地方最低賃金審議会の各委員に確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられました令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくことになりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれまして視聴していただく場を設けることとなった次第です。視聴いただく皆様には、これから本格化する本年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置づけです。目安は、令和5年全員協議会報告や令和5年度目安小委員会報告に記載しておりますとおり、目安は地方最低賃金審議会が審議を進めるにあたって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないことを改めて認識していただきたいと思います。従いまして、公労使での真摯な審議の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもあり得ることです。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の3者でしっかりと議論を尽くしたうえでの決定を心掛けていただきたいと思います。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。今年の日安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランクが41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。

まず、賃金についてです。連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年振りの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表 の男女計及びパートタイム計について、平成14年以降最大となる2.1パーセントという結果でありました。継続労働者

に限定した第4表は、2.5パーセントとなりました。

次に、通常の企業の支払い能力についてです。これは、個々の企業の賃金支払い能力を指すものではない。これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況などを見て議論するのではなく、各種統計資料をもとに議論を行ってまいりました。各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払い能力の厳しさを示すものとして価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、二極化が見られました。価格転嫁が不十分な状況が賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも憂慮いたしました。

最後に、3要素のうち今年度の公益委員見解でもっとも重視した労働者の生計費についてです。ここは、少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年の改定後、最低賃金額が発効した10月から今年6月までの持家の帰属家賃を除く総合の対前年同期比は4.3パーセントと、全国加重平均の最低賃金の引き上げ率3.3パーセント、これを上回る水準でありました。直近の率を見ますと、対前年同月比、今年4月に4.1パーセント、5月に3.1パーセント、6月に3.9パーセントとなっております。昨年10月から今年1月にかけて、持家の帰属家賃を除く総合4パーセント超え、5パーセント以上に達する高い伸びとなった地域と比べますと、対前年同期比の上昇幅は縮小傾向にありますが、少しながら引き続き高い水準であります。消費者物価指数の総合、とりわけ基礎的支出項目といった必需的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である電気・ガス価格激変化対策事業の影響で一定程度押し下げられております。総合では、6月は8パーセントポイント押し下げられているという試算が出ております。なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われているうえに、当該資料の適用は9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては、現時点では決まっていないことを確認しております。このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに昨年以來継続的に消費者物価の高騰が見られる現状であり、昨年の改定は最低賃金額がこうした10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年度比は4.3パーセントと、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引き上げ率3.3パーセントを上回る高い伸び率であったことを踏まえることが今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年度は4.3パーセントを基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次に、ランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画の中の閣議決定文書においても、今後とも地域別最低賃金最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図るとされていることを踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要だと考えました。そのうえで、賃金改定状況調査の第4表が消費者物価指数のランク別上昇率を

見ますと、各ランクで大きな状況の差異があるとは言い難いと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増に一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差を1円とすることが適当であると考えました。公益委員見解で参照したデータにつきましては、別添の参考資料としてまとめておりますので、参照していただきたいと思います。また、これまで目安に関する小委員会で提示しました資料については、地域別のもも含まれておりますので、適宜参照していただければと思います。また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高いランクがありまして、地方最低賃金審議会の委員の中にはなかなか受け入れ難いとのことご意見があることも認識しております。

こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましては、今年度の最低賃金の引き上げが着実に行われるよう、制度に対して中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう、各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等に受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に業務改善助成金につきましては、対象となる事業者を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。さらに中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理したうえで、税制を含めてさらなる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であるという考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組みの強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。発効日については、10月1日にかかわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために、前倒しすべきという意見もあれば、引上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知しております。令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものである、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項におきましても、発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であると記載されています。この趣旨を踏まえま

して、ていねいな議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際にさまざまな資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであり、地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低賃金審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。どうもありがとうございました。

(会長)

ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問はございませんか。

(木南委員)

木南でございます。ただいまの会長代理のメッセージ、非常によくまとめられていて理解したところですが、あくまで中央最低賃金審議会の目安というのはあくまで目安であって、その発言の中で少し気になったのは、その目安どおりに決まることもあれば、それを上回ることもあるし、下回ることもあると、そのような発言をされていたと思います。ただ、これまでの地方最低賃金審議会の議論ですと、目安どおり、または上回ることはあったとしても、下回るというのは過去10年くらいで神奈川の1例くらいしか私の記憶ではないわけですが、ただこれはあくまで法的には目安というのは拘束するものではないから下回るということがあるという一般論を述べただけで、今年度に限って少し高値を上げたという趣旨ではないとは思いますが、今までどおりの感覚で目安が出ている。あくまで法理的には下がることもあるということを確認したに過ぎないと私は理解したのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。答えられるのであれば、そういう理解でよろしいかどうか確認したいのですが。

(室長)

おっしゃる趣旨でよろしいかと思えます。今年だけ特に変えるとか、こうするという意味ではなくて、今までどおりのものを改めて徹底させていただくということでご理解いただければと思います。

(会長)

ありがとうございます。よろしいですか。

中央最低賃金審議会会長代理のメッセージを踏まえて、当審議会におきましても、真摯な議論が行われるように努めたいと思えます。よろしく願いいたします。

次に、議題(3)の「最低賃金基礎調査結果(報告)等について」、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金指導官)

賃金指導官の木村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、資料 1 と 4 につきましてお話しさせていただきたいと思います。

最初の資料 1 になりますが、これは、令和 4 年賃金構造基本統計調査結果の抜粋でございます。賃金構造基本統計調査は、国の基幹統計となっております。毎年 6 月末時点の事業所の労働者にかかわる賃金調査でございます。一番上に全国計から始まりまして、上から北海道から下は沖縄まで、都道府県の賃金を記載しています。全国平均値は 31 万 1,800 円となっております。この全国平均値を上回っているのは、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫の 5 府県で、兵庫以外につきましてはすべて A ランクに含まれています。ちなみに新潟県は 27 万 5,000 円ということで、全国で順位をつけますと 30 番目ということになっております。以上、簡単ですが、資料 1 につきましての説明を終わりたいと思います。

続きまして、資料 4 になります。表題が「令和 5 年度最低賃金に関する基礎調査結果(新潟県最低賃金)」でございます。この調査の目的は、新潟地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改定の審議に資するため、低賃金労働者の賃金の実態を的確に把握することを目的に、毎年 6 月に実施しております。

はじめに、この資料を作成するための基礎調査の概要について説明させていただきます。令和 2 年から調査対象は製造業、情報通信業のうち新聞業及び出版業の 100 未満の事業所と 30 人未満の常用労働者を雇用する民営事業所と定められ、新潟県全域の労働者数のうち、特定最低賃金の審議に調査が必要な事業所である電子部品・デバイス・電気機械器具、情報通信機械器具製造業、各種商品小売業、自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業を除いた中から 622 事業所 5,044 人の労働者に対し、令和 5 年 6 月分の賃金額を調査した集計となっております。対象事業所の選定は、総務省の令和 3 年経済センサス活動調査を基とした事業所母集団データベースから作成した事業所母集団リストを母集団名簿に取り込み選定されております。調査回答数から全体数へ復元する方法として、従来、新潟地方最低賃金審議会では、事業所数による復元倍率に基づく集計としておりましたので、本年度も事業所数による復元倍率を使用いたしました。今年の最低賃金実態調査の報告書は、昨年とほぼ同じスタイルで作成しております。

では、2 ページ目をご覧ください。明細 01 は産業分類コードにおける E 製造業、明細 02 は G 情報通信業のうち新聞業・出版業、明細 03 は I 卸売業・小売業、明細 04 は L 学術研究、専門・技術サービス業、明細 05 は M 宿泊業、飲食サービス業、明細 06 は N 生活関連サービス業・娯楽行・洗濯業、明細 07 は P 医療・福祉業、明細 08 は R サービス業(他に分類されないもの)の 8 区分のデータを取り込みテーブル表の作成を行っております。調査にかかわる調査用紙は、資料の 3 ページのものを使用しております。3 ページをご覧ください。(8) の欄に賃金額を記載し、月給・日給者の 1 時間当たりの賃金単価を算出する際は、(9) の精皆勤手当から(11) の家族手当までを除き時間に換算して算出しております。

次に、集計結果について説明をさせていただきます。細かな表で申し訳ありませんが、4 ページをご覧ください。こちらは、パート労働者を含む全労働者の集計になっております。総括表(1) と記載されておりますのは、規模別、年齢別に集計したものです。この表の一

番左の欄は、時間当たりの所定内賃金額を記載しております。879 円から 949 円までは 1 円刻み、950 円から 999 円までを 10 円刻み、1,000 円から 1,099 円までを 100 円刻みとしております。この総括表(1)の左上部にございます合計 32 万 2,994 という数字がありますが、これは今ほど申し上げました復元率を掛けた調査対象業種の事業所全体の労働者数となります。この 32 万 2,994 名の下の方の数字 3,333 人は、879 円以下の賃金額の方が復元後 3,333 名いることを表し、カッコの数字は全体の 1 パーセントに当たるということを示しています。以下、表の下の方の人数については、累積の数値になります。

次に、本調査をもとに現行の新潟県最低賃金 890 円に達していない労働者の割合、いわゆる未満率を見てみますと、ここでは新潟県最低賃金 890 円に達していない、つまり 889 円以下の労働者の割合となります。この表の 889 円の区分を見ていただきますと、累積の労働者数は 3,605 名となっており、その割合は 1.1 パーセントとなっています。この 1.1 パーセントが未満率となります。7 ページの総括表(2)をご覧ください。この総括表(2)につきましては、性別、年齢別に集計したものになります。10 ページからの賃金分布表(3)は、勤続年数別の賃金分布になります。構成は、このように中分類ごとに分け、さらに(1)(2)(3)の構成で作成しております。なお、パート労働者だけの集計は、94 ページになります。

これからの金額審議をしていただき最低賃金が改正されますと、改正後の最低賃金額を下回る労働者数が出てまいります。この割合が影響率となります。

以上、簡単ではございますが、基礎調査結果の説明とさせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見はございませんか。大丈夫ですか。

それでは、次に議題(4)「その他」について、事務局から説明をお願いいたします。

(室長)

私からご説明申し上げます。

資料 11 に中小企業の生産性向上等にかかる支援策における主な助成金の支給実績ということで添付させていただいております。この間、中小企業に対する支援策をどのように取り組んでいるのかということもいろいろ取り沙汰されておりますので、私どもで資料を作成させていただいております。

昨年の当審議会の答申において、最低賃金の改定にあたっては、中小・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備に取り組むよう、引き続き政府に対して強く要望すべきとの労使共通の認識が示されたと思っております。具体的には、生産性の向上の支援としての業務改善助成金の要件緩和や原材料費等の高騰に対応した見直し、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充について強く要望されました。中央最低賃金審議会の答申においても、同様の認識が示されています。これらを踏まえて、新潟労働局として取り組んできました中小企業への支援策の内容等についてご報告をいたします。

まず、こうした要望に対して政府としてどのような方針を立てたのかというところでございます。政府は、新しい資本主義実現に向けて、令和4年10月18日に「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」、これを閣議決定しました。その内容は、「新しい資本主義実現への取組を通じて、持続的な成長と分配の好循環を達成して、分厚い中間層を形成していくためには、短期・中長期にわたる賃上げが不可欠である」とするとともに、「来春の賃金交渉においては、物価上昇率をカバーする賃上げを目標にして、中小企業・小規模事業者の生産性向上等の支援や価格転嫁の強力な推進を含め、賃上げの促進に全力を挙げる」としています。具体的には、一つは業務改善助成金、あるいは働き方改革推進支援助成金の拡充、一つは労働基準監督署による企業への賃上げ要請・支援、もう一つは賃金引上げのための各種支援策・好事例等の周知広報、こうしたものを掲げていたところです。

これを踏まえて新潟労働局としてどのような取組を行ったかということですが、まずは周知広報です。地域別最低賃金の改定、去年の改定の周知と一体的に業務改善助成金の活用を促進するために、去年の9月に自治体をはじめ商工団体、事業主団体、労働組合、業界団体など1,700を超える関係団体へ文書により周知依頼を行いました。併せてホームページへも掲載して、改定額の周知、それから助成金の活用促進を図ったところです。加えて、本年7月6日になりますけれども、賃金引上げ・人材育成支援セミナーと題した業務改善助成金やキャリアアップ助成金等の使い方セミナーを開催したところです。対面とオンラインの両方で参加することができるということにしまして、説明終了後には個別相談会を行い、多数の相談があったところです。こうした取組を踏まえた結果がこの資料11にある支給実績ということになります。一つ一つ見ていきたいと思えます。

まず、業務改善助成金についてです。それぞれの助成金の目的についてもなかなか周知できていないところもあります。改めてこの場でもお話をさせていただきたいと思えます。まず、業務改善助成金についてです。これについては、事業所内で最も低い賃金、これを事業所内最低賃金と呼びますけれども、この賃金を30円以上引き上げて、かつ生産性向上に資する設備投資を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度ということでございます。これについては、お手元の資料のとおり、令和2年、令和3年、令和4年と、それこそ右肩上がりで伸びているところです。全国的にも伸びていますし、新潟労働局としても、令和2年度は6件でございましたけれども、令和3年度は55件、令和4年度は86件ということになっています。この伸びは、今年度に入ってからも続いておりまして、令和4年度の7月末現在の件数が4件だったのですけれども、今年については、7月末現在で37件ということになっています。セミナーを7月6日に開催しましたけれども、この効果もあってか、7月一ヶ月だけ捉えてみても、去年は1件だったのが、今年については14件という数になっております。

それから、働き方支援助成金についてです。これについては、設備投資や研修等を行うことにより生産性を高めながら労働時間の縮減などに取り組む事業主、これに対する支援ということでございます。これについては、表を見ていただきますと、残念ながら右肩下がり

になっております。少しずつ減っているのですけれども、これについては、働き方改革にかかわる気運は一定程度醸成したということから、申請件数が減少傾向にあるのではないかと担当部署では分析しているところです。

続きまして、キャリアアップ助成金についてです。これについては、有期雇用労働者、あるいは短時間労働者、派遣労働者、こうしたいわゆる非正規労働者の企業内でのキャリアアップを促進するために、正社員化、あるいは賃金引上げ等の処遇改善の取組、こうした取組を実施した事業所に対して助成を行っているということです。これについても、令和2年度、令和3年度、令和4年度を見ると、伸びているということになるかと思えます。

最後になりますが人材開発助成金についてです。これについては、従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等の制度を導入して、その制度を従業員に提供した場合に訓練費用や訓練期間中の賃金の一部を助成するというような制度になっております。これについて、いろいろ内容についてこの間改正されておきまして、最近で言うと、今報道でもされておりますが、リスキリング、こうした支援構図ができたりして見直しを図っているところです。新潟労働局においては、令和2年度、令和3年度、令和4年度を見ると、支給決定件数は増加しているということでございます。

以上、このような形で中小企業の生産性向上にかかる支援を行っているところです。引き続き周知徹底に努めるとともに、制度の理解を深めていただくということを通じて利用率を高めていきたいと考えております。以上で報告を終わります。

(会長)

ありがとうございました。中小企業の支援策につきましてご説明いただきましたけれども、今の説明につきまして、ご質問、ご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

その他、委員の皆様から何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。これまでの部分で何かございましたら。特にないようでしたら、事務局から何かございますか。特にございませんでしょうか。分かりました。

それでは、特にないということですので、本日の審議を終了いたします。それでは、議事はすべて終了いたしましたので、議事進行を事務局にお返しします。

(事務局)

お疲れさまでした。

では、次回、第3回本審については、8月7日月曜日、午後1時30分から、本日と同じ場所、4階共用会議室で開催する予定としておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第2回審議会本審を閉会といたします。

なお、引き続き本日午後3時30分から第1回新潟県最低賃金専門部会を、同じくこの共用会議室で開催いたしますので、専門部会委員の皆様におかれましては、時間をお守りいただいてお集まり願いたいと思います。なお、公益委員の方の控室は3階の第3小会議室、労働者側の委員の方の皆様の控室は3階の労働基準部長室、使用者側の委員の皆様の控室は3階の審査室となっておりますので、適宜ご利用をお願いしたいと思います。

以上となります。お疲れさまでした。